

「春日青少年の家」を



利用してみませんか？



- ★所在地 旭川市江丹別町春日84番地 ★施設電話 (0166) 61-6502
- ★利用対象者 児童・生徒・学生及び勤労青少年、青少年育成関係者等
- ★開設期間 **5月1日～10月31日** ★施設使用料 **無 料**
- ★施設紹介 青少年の健全育成を目的とした**野外活動施設**として設置。キャンプ等を行うことができる施設です。
- ★施設概要 テントサイト、炊事棟、炊飯場等
- ★貸出物品 キャンプ用テント、寝袋、調理用具、食器類、自転車 **無 料**
- ★施設利用案 キャンプ、炊事遠足、レクリエーション活動（ミニスポーツ大会等）、野外料理講習、サイクリング・ハイキングの休憩場所として
- ★使用条件 キャヅの場合は使用当日13時～翌日11時の1泊2日を原則とする。
- ★申込方法 子育て支援課青少年担当または春日青少年の家に施設の使用申請書を提出すること。
- ★申込先 子育て支援部子育て支援課青少年担当 電話(0166)25-9847
管理人棟 電話(0166)61-6502(開設期間中)

レンタサイクル始めました。(開設期間中)

○申込方法 春日青少年の家にある使用申請書を提出すること。

貸出の際、免許証・保険証等の身分証明書が必要になります。

※台数に限りがあり、お貸しできない場合がありますので、ご了承下さい。

※万一、事故等が生じたときには使用者がその責任を負うこと。



★ 利用上の留意 ★

◎ 本施設を利用する際は下記事項を守り、安全で快適な利用を行うよう互いに配慮してください。

1 施設内への車両の乗り入れについて

- (1) 自転車は所定の位置に置いてください。
- (2) 車両の乗り入れは、管理人の指示に従ってください。

2 火気の使用について

- (1) 炊事は、炊事棟・炊飯場を利用してください。
- (2) 持ち込みの火気を使用する時は、管理人の指示に従ってください。
- (3) **キャンプファイヤーを行う際は、利用者が事前に必ず北消防署消防担当(電話 0166-51-8138 内線 515)に連絡してください。**
- (4) 打ち上げ花火は使用できません。
- (5) あらかじめ指定された場所以外では、火気を使用しないでください。

3 施設・用具等の使用について

- (1) 炊事棟・炊飯場は使用時間が集中しますので、互いに譲り合いながら使用してください。
- (2) テント・寝袋・食器類を使用する場合は、事前に管理人に申し出てください。
- (3) 施設・用具等を使用する場合は、清潔な利用を心がけてください。
- (4) **施設・用具等の使用後は点検を行い、貸与物品等は必ず返納するとともに、紛失・破損等があった場合は必ず速やかに管理人に申し出てください。**

4 「ごみ」の処理について

「ごみ」はできる限り持ち帰るようにしてください。持ち帰りができない場合は、次のとおり分類し、所定の場所に置いてください。(※但し、乾電池・体温計等は必ず持ち帰ってください。)

- ①燃やせるごみ→生ごみ・紙・木材等
- ②燃やせないごみ→ビニール等
- ③空き缶→飲料の缶
- ④空きびん→飲料のびん
- ⑤ペットボトル→飲料用(ふたとラベルはプラスチック製容器包装)
- ⑥紙パック→牛乳・飲料の紙パック
- ⑦新聞→新聞紙・折込チラシ
- ⑧雑誌→雑誌・冊子等
- ⑨段ボール
- ⑩プラスチック製容器包装→プラスチック製容器包装マークのついているもの
- ⑪紙製容器→紙製容器包装マークがついているもの

5 その他

- (1) 22時までには就寝するようにしてください。
 - (2) 近隣の民有地には絶対に入らないでください。
 - (3) 施設内での飲酒は絶対に行わないでください。
 - (4) ペットの持ち込みはご遠慮ください。
 - (5) 退館する際は、必ず使用した施設の「清掃」・「後片付け」をしてください。
 - (6) 指定された場所以外での喫煙は絶対に行わないでください。
- * その他、管理人の指示に従ってください。

*** またのご利用を心からお待ちしております！！**